

領事メール（４月２日配信）

「安全情報」新型コロナウイルスに関する注意喚起 ２３

<ポイント>

● ４月１日午後１０時までのグアム政府発表による、グアム島内での新型コロナウイルス感染者の累計数は７７名となっています。

内訳

- ・ 治療又は隔離中の感染者 ６５名
- ・ 治癒した感染者 ９名
- ・ 亡くなった感染者 ３名

グアムでの新型コロナウイルスの感染状況は拡大方向にあります。グアム政府やグアムの医療現場は限られた人員や資機材の中での対応を余儀なくされています。

短期渡航者及び在留邦人の皆様におかれましては、感染のリスクが身近に存在していることを念頭に置き、引き続き感染防止のための行動を取って頂くと同時に、状況を見極めてご自身やご家族の命を守るための行動を取って頂きますようお願いいたします。

新型コロナウイルスに関するグアム政府の報道発表は以下のグアム政府機関ホームページでご確認頂けます。

<https://www.ghs.guam.gov/coronavirus-covid-19>

● ４月１日、日本政府は４月３日午前０時より新型コロナウイルスに関する新たな水際対策の強化を実施すると発表しました。措置内容の概要については、以下１．を詳細内容については当館ホームページをご確認ください。

● グアム島での新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、日本とグアムを結ぶ航空便の大幅な減便や運休が相次いでいることや、グアム島内のみならず、日米両国において入国及び行動制限措置の強化が実施されております。帰国予定のある短期渡航者の方又は、帰国を検討中の在留邦人の方については、必要な情報の収集に努めて頂き、帰国のタイミングについてご検討頂きますようお願いいたします。

● 当館ホームページに、「当館領事窓口をご利用予定の皆様へのお願い」を掲載しております。当館への来館予定のある方は、必ずご一読下さい。

<本文>

１． ４月１日、日本において「水際対策強化に係る新たな措置」が決定され、本措置は４月３日午前０時より有効となります。本措置はグアムを含む米国全域から日本へ帰国する日本国籍者又は入国しようとする外国籍者の方に関係がありますので、以下の措置内容に

ついて、ご留意いただくとともに、最新の関連情報をご確認頂きますようお願い致します。

【ポイント】「4月3日以降の水際対策の強化による変更点」

(1) 日本国籍所持者がグアムを含む米国から日本へ帰国（入国）する場合

- ・到着した空港において検疫検査（①質問票の記入，②体温測定，③症状の確認，④PCR検査の受診）を受けることになります。
- ・検査結果が出るまで、国内滞在先が自宅の方は自宅で、自宅以外の方は空港内又は、検疫所が指定した宿泊施設で待機して頂きます。
- ・滞在（待機）先となる自宅に向かうための移動手段として、公共交通機関（国内航空便を含む）は使用しないでください。
- ・結果が陰性であった場合、自宅で待機されていた方は、そのまま自宅での14日間の自主待機となります。空港又は検疫所が指定した宿泊施設で待機されていた方は、検疫官の指示に従ってください。
- ・検査後、陰性であっても、公共交通機関（国内航空便を含む）を使用しないでください。
- ・検査結果が陽性であった場合、医療機関に隔離（入院）措置となります。

(2) 外国籍の方がグアムを含む米国から日本へ入国しようとする場合

- ・以下①及び②に該当しない外国籍の方は特段の事情がない限り入国拒否となります。
- ① 4月2日までに再入国許可を持って出国した「永住者」，「日本人の配偶者等」，「定住者」の在留資格を有する方（※注：4月3日以降に出国する場合は、原則入国拒否の対象となります。）
- ② 「特別永住者」の方

上記措置に関する詳しい情報は当館ホームページに掲載しております。

2. 新型コロナウイルスに感染した場合の兆候と症状は（1）発熱，（2）咳，（3）息切れです。こうした症状を自覚した場合、自己診断はせずに、医師による適切な診断を受けてください。なお、医療機関に行く際は、必ず電話で最近の生活行動や海外への渡航の有無、症状について事前に伝え、その後の行動は医療機関の指示に従うようにしてください。ホテル等に滞在されている方は、ホテル側に症状や状況を伝えた上で、ホテル関係者の指示に従ってください

また、感染を防ぐ最善の方法は毎日の予防措置です。以下のような予防措置を心がけましょう。

- ・石けんを使用して手洗いを20秒以上行う
- ・不衛生な手で口や目に触れないこと

- ・疑わしき病状のある人に不用意に近づかないこと
- ・咳をする際は、ティッシュ又は自身の衣服の袖で口と鼻を覆うこと
- ・使用したティッシュはゴミ箱に捨てること
- ・頻繁に手が触れる物体や物の表面は消毒をして清潔にすること
- ・体調が悪い場合は、学校や職場には行かず、病院受診後は、不要な外出は避けること

3. グアム準州のルー・レオン・ゲレロ知事は、グアム島内での新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民生活の一部を制限する知事命令を出し、不要不急の外出を抑制するよう改めて市民に呼びかけています。在留邦人の皆様におかれましても、日々の感染予防を励行して頂くと共に、不要不急の外出は避け、自宅に留まるようお願いいたします。

4 その他の関連情報入手先

- ・外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>
- ・厚生労働省（日本語）
<https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ・国立感染症研究所（日本語）
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- ・グアム政府観光局（日本語ページ）
<https://www.visitguam.jp/articles/>
- ・米国疾病管理予防センターのホームページ（英語）
<https://www.cdc.gov/>
- ・グアム保健局新型コロナウイルス情報ホットライン（英語）月曜～金曜の8時～17時
電話：671-635-7447
- ・グアム保健局医療相談ホットライン（英語）
午前6時から午後10時まで
電話：671-480-7859
電話：671-480-6760／3
電話：671-480-7853